

### 3 事務分掌

#### ◎ 総務部

##### ● 総務課

- ア 総合企画及び業務の管理、調整、改善に関すること。
- イ 重要事項の調査研究及び情報の収集に関すること。
- ウ 消防の組織に関すること。
- エ 例規の制定及び改廃に関すること。
- オ 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- カ 公印、文書及び帳票の管理に関すること。
- キ 儀式及び渉外に関すること。
- ク 消防協力者の表彰に関すること。
- ケ 消防施設の維持管理に関すること。
- コ 消防予算及び決算に関すること。
- サ 消防所管財産の管理に関すること。
- シ 物品の出納及び保管に関すること。
- ス 職員及び消防団員の被服等の貸与に関すること。
- セ 消防団員の任免、服務、表彰その他身分に関すること。
- ソ 消防団員の報酬等の支給に関すること。
- タ 消防団員等の公務災害に関すること。
- チ 消防団員の教養訓練に関すること。
- ツ 災害対策、国民保護等危機管理に係る連絡調整及び総括に関すること。
- テ 局の他の部及び他の課の主管に属しないこと。

##### ● 人事教養課

- ア 職員の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他身分に関すること。
- イ 職員の試験機関に関すること。
- ウ 職員の給与に関すること。
- エ 職員の勤務規律等の監察に関すること。
- オ 職員の健康、衛生管理及び福利厚生並びに共済に関すること。
- カ 職員の公務災害に関すること。
- キ 職員の教養に関すること。
- ク 職員の教養資料に関すること。
- ケ 災害対策、国民保護等危機管理に係る人事事項に関すること。

## ◎ 警 防 部

### ● 予防広報課

- ア 建築同意事務及び消防用設備等の指導に関すること。
- イ 立入検査に関すること。
- ウ 各種防火運動に関すること。
- エ 防火管理組織の育成指導に関すること。
- オ 防災学習センターに関すること。
- カ 危険物及び指定可燃物に関すること。
- キ 高圧ガス等の防火指導に関すること。
- ク 危険物取扱者に関すること。
- ケ 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）の規定に基づく許可、認可、届出、報告、検査等に関すること。
- コ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の規定に基づく許可、届出、報告、検査等に関すること。
- サ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）の規定に基づく登録、許可、認定、認可、届出、報告、検査等に関すること。
- シ 火災の調査に関すること。
- ス 調査技術の研究及び指導に関すること。
- セ 火災統計に関すること。
- ソ 消防広報及び広聴に関すること。
- タ 消防音楽隊に関すること。
- チ 災害対策、国民保護等危機管理に係る措置、広報等に関すること。
- ツ 他の課及び室の主管に属しないこと。

### ● 警 備 課

- ア 災害の防御及び警備計画に関すること。
- イ 救助、救急等の技術の研究及び指導に関すること。
- ウ 警防訓練の計画及び実施に関すること。
- エ 消防地水利に関すること。
- オ 水防に関すること。
- カ 消防行政責任区制度の推進に関すること。
- キ 開発許可申請の審査に関すること。
- ク 災害（火災を除く。）の調査に関すること。
- ケ 救急統計に関すること。
- コ 消防車両及び機械器具の管理に関すること。
- サ 消防車両の事故に関すること。
- シ 災害対策、国民保護等危機管理に係る警防活動に関すること。

## ● 通信指令室

- ア 消防隊等の出動指令及び指揮統制に関すること。
- イ 現場情報の収集及び支援情報の伝達に関すること。
- ウ 気象情報の収集及び伝達に関すること。
- エ 非常招集の実施に関すること。
- オ 消防通信の運用及び統制に関すること。
- カ 通信施設の運用管理に関すること。
- キ 指令システム及び情報システムに係る運用管理及び企画、調整等に関すること。
- ク 消防行政に係る情報の管理に関すること。
- ケ 災害対策、国民保護等危機管理に係る指令管制等に関すること。

## ○ 消 防 署

### ● 東・中・西消防署

- ア 文書の收受発送及び完結文書の保存に関すること。
- イ 公印の管守に関すること。
- ウ 職員の配置に関すること。
- エ 職員の願届及び身分に関すること。
- オ 職員の教養に関すること。
- カ 職員の保健衛生に関すること。
- キ 職員の給与及び経理に関すること。
- ク 備品及び物品の保管に関すること。
- ケ 消防団に関すること。
- コ 危険物及び指定可燃物に関すること。
- サ 建築同意事務、消防用設備等の指導に関すること。
- シ 立入検査に関すること。
- ス 防火組織の育成指導に関すること。
- セ 消防広報及び広聴に関すること。
- ソ 火災その他の災害の調査に関すること。
- タ 火災証明の交付に関すること。
- チ 消防警備の実施に関すること。
- ツ 消防車両及び機械器具に関すること。
- テ 消防地水利に関すること。
- ト 消防通信に関すること。
- ナ 警防訓練の実施に関すること。
- ニ 救助及び救急業務の実施に関すること。
- ヌ 職員の警備配置に関すること。